

必要な書類	特記事項	様式	申請等の種類		
			12条	15条	16条
エックス線写真等の提出書		<a href="#">法令様式第2号</a>	○		
じん肺管理区分決定申請書		<a href="#">法令様式第6号</a>		○	○
じん肺健康診断結果証明書		<a href="#">法令様式第3号</a>	○	○	○
エックス線写真	直接撮影による胸部全域の写真		○	○	○
DR (FPD) 撮像表示条件確認表	エックス線写真がデジタル撮影のとき (DR)	<a href="#">様式</a>	(○)	(○)	(○)
CR 撮像表示条件確認表	エックス線写真がデジタル撮影のとき (CR)	<a href="#">様式</a>	(○)	(○)	(○)
申立書 (1)	会社の倒産、廃止等により事業者証明が得られないとき 同時に職歴証明書を添えること	<a href="#">岐阜局様式1</a>		(○)	
申立書 (2)	申立書 (1) に記載の従事期間以降、粉じん作業についていないことの申立て	<a href="#">岐阜局様式2</a>		(○)	
職歴証明書	当時の上司または同僚、部下であった者の2名以上の証明書	<a href="#">岐阜局様式3</a>		(○)	
申立書	過去に随時申請 (じん肺法第15条) を行い、管理区分決定されている場合、こちらの申立書を提出することにより、上記申立書 (1)、(2)、職歴証明書を省略することができます	<a href="#">岐阜局様式4</a>		(○)	

(注1) 事業者証明も、当時の上司又は同僚、部下であった者の2名以上の証明も得られない場合は、申請先の都道府県労働局健康安全課または健康課にご相談ください。

(注2) (○) については、特記事項記載の場合に必要になります。